

○常総市創業・新事業展開支援補助金交付要綱

令和4年6月1日告示

改正令和4年6月17日

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の産業の振興、創業の促進及び事業継続の支援を図るため、市内で創業又は新事業展開をする者に対し、予算の範囲内において常総市創業・新事業展開支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、常総市補助金等交付規則（平成17年水海道市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、市内において新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し、市内において事業を開始することをいう。
- (2) 新事業展開 既に事業を営んでいる個人又は法人が、市内において新たな事業を開始することをいう。
- (3) 創業の日 個人にあっては管轄する税務署に提出した開業等の届出に記載された開業年月日又は新事業の開始の日を、法人にあっては登記簿謄本に記載された設立年月日又は新事業の開始の日をいう。
- (4) 事業所等 事業の用に供するために直接必要な事務所、店舗、工場等の建物及びその付属施設（仮設又は臨時のものその他の設置が恒常的でないものを除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助金の交付を申請する日の属する年度の末日までに創業若しくは新事業展開できる者又は創業若しくは新事業展開後1年を経過していない者であること。
- (2) 市内に事業所等を設置し、又は設置しようとしていること。
- (3) 創業から2年間継続して事業を行う見込みがあること。

- (4) 本市の創業支援等事業計画に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者又は補助金の交付申請年度内にその支援を受ける予定の者であること。
  - (5) 市税(市外に住所を有する個人又は法人の場合は、住所を有する市町村が賦課するものを含む。)の滞納がないこと。
  - (6) 補助金の交付を受けようとする者が、この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、補助対象としない。
- (1) 別表に定める業種に係る事業
  - (2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
  - (3) 他の者が行っていた事業を単に継承して行う事業
  - (4) 常総市暴力団排除条例(平成24年常総市条例第4号)第2条第1号又は同条第3号に規定する暴力団及び暴力団員等が行う事業
  - (5) 国、県又は市が行う他の助成制度の対象となった事業
  - (6) その他市長が適当でないとする事業
- (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
  - (2) 商号登記費又は法人登記に係る費用
  - (3) 事業所等新築工事費(増改築及び改修含む。ただし、住居部分を除く。)
  - (4) 設備費(直接必要とする機械装置、工具、器具、備品等の購入費又は補助金交付決定の日から申請年度の属する年度の末日までに係るリース料又はレンタル料に限る。)
  - (5) マーケティング調査費
  - (6) 販売促進品等の作成に要する経費
  - (7) 広告宣伝費
  - (8) その他市長が適当と認める経費
- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。
- (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書

類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書兼同意書
- (3) 市町村税納税証明書（市外に住所を有する個人又は法人の場合）
- (4) 事業を実施する事務所等の所在が分かるもの（登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し等）
- (5) 開業等の届出の写し（個人事業者に限る。）
- (6) 定款及び登記事項証明書の写し（法人に限る。）
- (7) 本人確認書類の写し（個人事業者に限る。）
- (8) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種に限る。）
- (9) 補助対象経費の内訳を説明する書類（見積書、契約書等）
- (10) その他市長が必要と認める書類  
（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（事業の変更、中止等）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに補助金変更等承認申請書に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 第5条の規定により申請した事項の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
- (2) 補助対象経費の変更（30パーセントを超えない範囲の変更を除く。）をしようとするとき。
- (3) 前条の規定により交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の中止又は廃止をしようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、当該申請の内容の可否を決定したときは、補助金変更等承認（不承認）決定通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業に係る経費の支払を証明する書類（領収書、契約書等）
- (2) 補助事業の成果等が分かるもの（写真等）
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書により、当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還させるものとする。

- (1) 法令又はこの告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 事業を継続して2年以上行わなかったとき。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - ア 補助事業者が個人の場合、経営者の疾病又は死亡により事業を継続できないとき。
  - イ 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が困難であるとき。
  - ウ その他事業を継続しないことがやむを得ないものと市長が認めるとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが不適當であると認めたとき。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月17日から施行する。

別表（第4条関係）

（補助対象外の業種）

- ・農業
- ・林業
- ・漁業
- ・金融，保険業
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要するもの
- ・易断所，観相業，相場案内業
- ・競輪・競馬等の競争場，競技団
- ・芸妓業，芸妓斡旋業
- ・場外馬券売場，場外車券売場，競輪・競馬等予想業
- ・興信所（専ら個人の身元，身上，素行，思想調査等を行うものに限る。）
- ・集金業，取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
- ・宗教，政治，経済，文化団体等